

第22期第4回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和3年10月26日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第 2 2 期第 4 回 胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和 3 年（2021年） 1 0 月 2 6 日（火）  
1 4 時 3 0 分～ 1 4 時 5 0 分
- 2 開催場所 室蘭市東町 3 丁目 1 9 番 4 号  
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、  
阿部委員、三戸部委員、高田委員、小谷地委員  
澤口委員、富樫委員、田中委員、傅委員、煤孫委員  
( 1 4 名 )  
※欠席委員 ( 0 名 )
- 4 事務局 事務局長 松尾 仁  
主事 西島 英祐
- 5 臨席者  
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕  
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 坂本 貴博
- 6 議題  
議案第 1 号 さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動  
について
- 7 報告事項 1 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- 8 議事の顛末

松尾事務局長

ただいまから、第22期第4回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。

開会にあたり、会長から、一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、秋さけ定置やすけとうだら刺し網漁などで、何かとご多忙のところ、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

そして、胆振総合振興局水産課の齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まずはじめに、10月3日にお亡くなりになりました中村委員ですが、平成28年8月から海区委員を務められ、今年4月からは2期目に入ったばかりであり、これからも期待していたところではありますが、誠に残念でなりません。

改めまして、心からご冥福をお祈りいたします。

さて、こんにちの管内の漁業、海の状況ですが、いったいどうなっているのか、特に、秋さけの漁獲は、昨年を大幅に下回り、当管内は全道一非常に悪い状況であります。温暖化が原因と言われている環境の変化、また、新たな問題として当管内においても赤潮の発生が確認されており、油断を許さない状況となっております。

漁業を取り巻く環境は、益々厳しい状況となっておりますが、海区委員の皆様方におかれましても、現状を認識しつつ的確なご判断の上、ご助言をいただければと思います。

さて、本日の議案についてですが、「さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動」と、報告事項が1件であります。

皆様方には、よろしく審議の程、お願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶といたします。

松尾事務局長

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

## 岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中14名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。

阿部委員、田中委員の両名にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

## 事務局

右上に、議案第1号と記載の資料をご覧ください。

さくらます船釣りライセンスについてでございますが、10月8日に開催されました、胆振管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会におきまして、本年度についても例年と同様に、当委員会に対しまして委員会指示の発動を要請することに決定され、ご覧のように10月8日付けで当委員会に対し要請がございました。

要請書は、胆振沖合海域において、さくらます資源の保護と、輻輳する漁場の円滑な利用を図るため、委員会指示の発動を要請するものであります。

その要請内容でございますが、次の2ページ目をご覧ください。

例年どおり、まず、制限期間は12月15日から、翌年の3月15日まで。

4の制限海域も例年どおり、3ページ目の制限海域図のとおり「鵜川町から室蘭市沖合5マイル線以遠の胆海共第27号第2種共有漁業権漁場区域」となっております。

その他遵守事項である、ライセンス証の常備、章旗の掲揚、釣果報告の

提出や釣獲制限尾数、廃棄の禁止、竿の本数規制などが記載されております。

次に、5ページ目をご覧ください。

委員会指示の全文でございます。

内容的には、前年の委員会指示の内容を踏襲したものでありまして、年の変更以外に内容の変更点はございませんが、委員会指示の内容を簡単に説明させていただきます。

まず、1のさくらます船釣りのライセンスですが、12月15日から翌年3月15日までの期間においてさくらますの船釣りを禁止いたしまして、そのうち、本委員会のライセンスを取得した者だけについて、さくらますの船釣りができることとするものであります。

次に2のライセンスの取得ですが、ライセンスの区分は遊漁船業者とプレジャーボート使用者でありまして、また、船舶ごとの取得義務についても、記載しております。

次に、6ページ目をご覧ください。

3のライセンス取得者の遵守事項として、ライセンス証の常備、章旗の掲揚、釣獲時間の制限、釣果報告の提出などを定めております。

4の遊漁者の遵守事項ですが、ライセンス取得船への乗船や、漁具及び漁法の制限、次の7ページ目は、釣果の制限、廃棄の禁止などを定めております。

8ページ目は、制限海域です。

次に、9ページ目から17ページ目は、委員会指示事務取扱要領です。

内容は、前年と同様となっております。要領の内容は、ライセンス申請に係る事務手続きや釣果報告の様式等について定めております。

説明は以上でございます。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、「さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について」、原案どおり、委員会指示を発動してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、「報告事項」に移らせていただきます。

報告事項1「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」事務局から報告願います。

事務局

右上に、報告事項1と記載の資料をご覧ください。

8月2日付けで、北海道知事から「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」通知がありました。

漁業法の改正による、海区委員会に対する新たな報告となりますが、内容の説明については、坂本漁業管理係長にお願いします。

坂本漁業管理係長

それでは、報告事項1「定置漁業権に係る資源管理の状況等報告」について説明いたします。はじめに今回の北海道知事からの報告の根拠ですが、昨年12月1日に施行されました漁業法第90条では「漁業権者は、有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を都道府県

知事に報告しなければならない。」とされ、都道府県知事は「海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」とされているため、今回報告を行うものです。

なお、漁業権者の報告は年に1回以上知事に行う事とされておりまして、道では規則により漁期が終わるとその都度、提出を求めており、知事から関係海区漁業調整委員会にその内容が報告されます。

今回の当海区委員会への報告の内容ですが、1つめの報告の対象ですが、令和2年12月1日から12月31日までに漁業時期を終了したのようになっており、今回の報告は、改正法の施行日以降に免許の「漁業時期」が終了した漁業権が対象となります。

従いまして、2のその対象漁業権者は、40件であり3の提出件数については、今回、対象となる全ての漁業権者から提出されておりますので、同じく40件となっております。次のページに対象となり、かつ報告のあった漁業権の一覧表が添付されていますが、春定置3件を除く、管内全ての定置漁場から報告書の提出があったところです。

4の報告事項に関する意見ですが、今回報告の対象となった漁業権は、漁業時期の終了日が改正法施行後となったものですが、管内の多くの定置では、改正漁業法の施行の日である12月1日以前が主たる操業期間となっておりますので、その旨がここに報告されています。

このため北海道としては、今回は法の規定に基づき海区委員会に報告を行うものの、報告の内容については、別途検証し必要に応じて対応を検討する事としております。

以上で、今回の知事からの報告について説明を終わります。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご質問などありましたらお伺いします。

**委員**

〔ありませんの声〕

岩田会長

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。他に皆さんの方から何かございませんか。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。  
長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。